(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「ＳＡ－ＣＣＲ」の項には、自己資本比率告示第五十七条の規定によりＳＡ－ＣＣＲを用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第五十七条第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については自己資本比率告示第五十七条第六項及び第十八項の規定により算出する額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

b　平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番１と項番２との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

［ｃ～ｆ　略］

g　項番６「合計」の項へ欄には、項番１から項番５までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、ｂにより項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。

［ｈ～ｋ　略］

［(第十五面)　略］

(第十六面)

［表略］

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

［ａ～ｇ　略］

h　項番６「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

［ｉ～ｐ　略］

［(第十七面) ～ (第三十面)　略］

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１－１「カレント・エクスポージャー方式」の項には、自己資本比率告示第五十七条の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第五十七条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については自己資本比率告示第五十七条第三項各号に掲げる額を、それぞれ記載すること。

b　項番１－２「標準方式」の項には、自己資本比率告示第五十八条の規定により標準方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については自己資本比率告示第五十八条第一項第一号の算式において1.4を乗ずる前の額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

［ｃ～ｆ　同左］

g　項番６「合計」の項へ欄には、項番１－１から項番５までの項へ欄の合計額を記載すること。

［ｈ～ｋ　同左］

［(第十五面)　同左］

(第十六面)

［同左］

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

［ａ～ｇ　同左］

h　項番６「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

［ｉ～ｐ　同左］

［(第十七面) ～ (第三十面)　同左］